



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社ゴルフ・ドゥ
代表者名 代表取締役社長 伊東 龍也
(コード番号 3032 名証セントレックス)
問合せ先 取締役経営管理本部長 大井 康生
(TEL. 048 - 851 - 3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(記)

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値の向上を図る新たな機関設計として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、取締役及び取締役会に関する規定の変更等の所要の変更を行うものです。
- (2) 責任限定契約を締結できる役員等の範囲が、業務執行取締役ではない取締役に拡大されたことを受けて、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会計監査人に関する規定（責任限定契約に関する規定を含む）を新たに設けたものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 <u>③ 監査役会</u> ④ 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 (新 設)</p> <p>取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 <u>(2) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (新 設)</p> <p><u>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> (削 除) ③ 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>4</u>名以内とする。 <u>(2) 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は3名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(2) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u> <u>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>(2) 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>(3) 退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u> <u>(4) 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議長及び招集) 第 21 条 (条文省略) (2) (条文省略)</p> <p>(3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(4) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬) 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略)</p> <p>(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の議長及び招集) 第 21 条 (現行どおり) (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(4) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第 23 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により</u>、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第 31 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第 32 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度</u></p>
<p></p>	<p><u>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p></p>	<p><u>(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第 33 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人との責任限定契約)</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 7 章 計 算 第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>(1) <u>当社は、第 28 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>第 28 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 427 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>